



水土里ネット宮川用水

宮川用水土地改良区

発行所
宮川用水土地改良区
 三重県伊勢市河崎1丁目11-8
 ●管理課 管理係 ☎ 0596-28-6155
 施設係 ☎ 0596-28-6155
 工事係 ☎ 0596-28-6156
 ●総務課 賦課徴収係 ☎ 0596-28-6157
 総務係 ☎ 0596-28-6177
 ●http://miyagawa.cc ●e-mail info@miyagawa.cc
 印刷 (有) ミナミ印刷

宮川用水土地改良区

栗生頭首工(国営施設応急対策事業) 令和3年度完了



- 令和4年度 賦課金及び決済金について** 詳細は5・8・9ページをご覧ください。
 令和4年度の賦課金額及び決済金額が決まりました。
- 国営施設応急対策事業、県営事業及び土地改良区の事業について** 詳細は10・11ページをご覧ください。
 宮川用水管内で実施中の工事状況等です。
- 台湾シジミ対策について** 詳細は12ページをご覧ください。
 管内で被害が発生している「台湾シジミ」についての報告です。
- 宮川用水土地改良区利水調整規程について** 詳細は13ページをご覧ください。
 土地改良法の一部改正に伴い、法制化されたものです。
- 節水のご協力と水利用について** 詳細は14ページをご覧ください。
 水は限りある資源です。節水にご協力下さい。

理事長挨拶



理事長 奥山 伊助

若葉が鮮やかに感じられる季節となりました。新型コロナウイルスもまだまだ終息する気配もありませんが、経済活動は着々と再開されています。医療に従事されている方々やご尽力頂いている関係者の皆様には心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、先般の東北地方の地震は、大震災から11年が経過し、記憶も過去のものとなってきた矢先の発生でした。

この地震により、想定されていることとは言え、震源地域から遠い東京都内でこの地震の影響による停電が発生しました。他地域の電力会社から送電されているようですが、北海道で起きたようなブラックアウトが心配されています。

当地域におきましても、東南海トラフ地震が心配される中、たとえ、伊勢近海の地域が震源とならなくてもこのような事態が起こる事を十分想定しながら対策を講じておく必要があると痛感したところです。

また、国会では、近年多発する豪雨の発生を踏まえ、緊急性の高いため池等の農業用排水施設の豪雨対策を農業者の負担なく実施できるよう法改正も審議されています。より円滑な安全対策が複雑な手続き無しに円滑に進めることができる制度が確立されることを望むところです。

一方、国内ではIT化が進められています。民事訴訟や刑事訴訟においてもオンラインによる訴え提起が認められ、裁判所に出向かなくても手続きができて裁判が進められることになるようです。

一般社会においても、SNSが普及し、様々な情報が簡単に入手できる状況となっています。しかしながら、この情報は自分好みの情報が多く表示されるため誤った情報でもあたかも正しいかのように同じ意見、考え方の情報が多く集められ提供されるようです。コロナワクチン接種の誤情報や海外で起きている戦争が、当事者間の国内では違った情報が流されるなど、ITを活用する事によって情報が操られ、真の情報が伝わらないという事も起きているようです。

しかしながら、我が国においては、農業分野にも着実に導入され、ハウス栽培での温湿度管理や水分、液肥管理、また、ビルの中、スーパーの中での野菜栽培、さらには、農業機械の無人作業等、確実に導入が始まってきています。

また、農林水産省では、デジタル人材育成やスマート農林水産業の人材育成の目標を掲げ、農業大学校や農業高校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム化や実践的な教育体制の整備等を実施して

いくとされています。これには、受け皿となる農業農村の整備が不可欠であると思われませんが、地域の実情を十分考慮して頂き、柔軟な土地改良事業や法整備を望むところです。

私ども土地改良区も昭和60年頃よりパーソナルコンピューターを導入し、職員の手による会計システム、賦課徴収システム開発や企業との共同開発による遠隔集中監視システムの導入に取り組み、近年では、全国土地改良事業団体連合会による地図情報システム「水土里情報システム」に様々な情報を蓄積し、これからの農業経営に反映、活用できるよう準備を進めているところです。

しかしながら、人による操作や経験による対応など、まだまだ人工知能では解決できない事が多々ありますので人工知能に頼るのは一部だと考えています。引き続き、職員のレベルアップと次世代に継承できる人材の確保も進めていきたいと考えておりますので組合員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、国営施設応急対策事業「宮川用水地区」で改修が進められていました粟生頭首工も昨年度末をもって完成し、引き渡されたところです。

取水ゲート、除塵機、土砂吐ゲート、洪水吐ゲート等が更新され、これまでの心配が払拭され、安定した水供給ができると安堵している所です。

この事業に携われた方々や関係機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

この地域の優良農地を後世に継承していくために整備して頂いた施設の維持管理に役職員一丸となってより一層取り組んでいかなければならないと決意を新たにしましたところです。

一方、幹線水路施設は更新されつつありますが、ほ場までの支線施設の老朽化も進み、漏水補修などにかかる維持管理費も増加傾向にあります。現在進められております土地改良法の改正審議の中に、農地中間管理機構が貸借権等を取得したまとまりのある農用地を対象として、土地改良施設や農用地の改良・保全等のための施設を整備する事業が農業者の同意・費用負担を求めず実施できるような法案が盛り込まれています。土地持ち非農家（農地は所有しているが耕作していない農家）が増える中、企業経営体を含む大規模農家への集積が進むに連れ、施設の老朽化、区画拡大等の諸問題を解決する糸口になると期待しているところです。

最後になりましたが、この地域はもとより、我が国、世界人類が災害も無く平穏に過ごせる年であることをご祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。

挨拶



東海農政局 農村振興部長 古賀 徹

宮川用水土地改良区の奥山理事長様をはじめ、組合員の皆様におかれましては、日頃より農林水産行政とりわけ農業農村整備事業の推進に多大な御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、国営施設応急対策事業宮川用水地区において、国営宮川用水土地改良事業（昭和32年度～昭和41年度）により造成された粟生頭首工のゲートの開閉動作不良などが発生し、取水管理に支障が生じていたことから、施設の機能を保全するため、平成28年度に事業着手し、令和3年度に事業完了の運びとなり、これも組合員の皆様方のお力添えによるものと、深く感謝申し上げます。

現在、原油高や世界的な天候不順などによる食料品価格の値上がり懸念されています。安心で安全な食料の安定供給への要望はより高まりつつあり、農業の競争力や国土強靱化を図る農業農村整備は、益々、その重要性を増してきております。

令和3年3月には目指すべき農業・農村の姿や、その実現のための農業農村整備事業の方向性と目標を示す、新たな土地改良長期計画が決定されました。本計画では、「食料・農業・農村基本計画」や「国土強靱化基本計画」等を踏まえつつ、生産基盤の強化による農業の成長産業化や農村の振興、そして、農業・農村の強靱化といった政策課題を設定し、各種施策の推進を図ることとしています。

その中の1つに「水田の活用（田んぼダム）による流域治水の推進」が位置づけられています。この背景は、近年頻発する大規模な自然災害が我が国の農業生産基盤や農村に居住する人々の生活基盤を脅かす深刻な問題となっています。このため土地改良事業においては、大雨が予想される際にあらかじめ農業用ダムやため池の水位を下げることによる洪水調節機能の強化、田んぼダムによる下流域の湛水リスクの低減、農地の湛水被害のみならず市街地や集落

の湛水被害も防止・軽減させる排水機場等の適切な機能発揮などを通じて、流域全体で行う協働の取組である「流域治水」を推進していくことが重要となってきています。

田んぼダムに関しては、田んぼダムに適した水田の面積が全国で約20万haとの推計のもと、土地改良長期計画の5年間でこれら水田の概ね半分まで取組を拡大させることを目標としています。

田んぼダムの取組を進めるために重要なことは、田んぼダムの適地・効果を見極めること、あらゆる関係者の協働の取組であること、営農者のストレスを軽減することです。河川からの溢水など外水由来の氾濫には田んぼダムは無効ですし、大河川の本流の流量抑制には限度がありますが、田んぼダムの適地となる地域では効果を見える化して取組の意識を醸成していければよいと思います。

また、あらゆる関係者の協働ですので、恩恵を受ける下流住民の方もその効果とそれに伴う営農者の地道な努力への理解を得たいものですし、基礎自治体の役割が重要です。そして、田んぼダムの装置の設置が営農の邪魔をせず毎年の米作りに差しさわりのないこと、できることなら水管理上のメリットも得られることが継続的な取組を支えるものとなっていきます。

それぞれの地域にはそれぞれの特徴があります。地元の方や識者の方との意見交換を重ねて、取り組んでいければと思います。

今後も皆様方の声を丁寧に関きながら、東海地域の農業が力強く成長し、豊かな農村となれるよう、職員一丸となって土地改良事業を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

結びにあたりまして、宮川用水土地改良区の更なる発展が遂げられますとともに、皆様方の益々の御健勝を祈念申し上げます。（令和4年3月吉日）



三重県農林水産部 部長 更屋 英洋

宮川用水土地改良区の組合員の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、県農政、とりわけ農業農村整備の推進に格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、宮川用水土地改良区におかれましては、一級河川宮川を中心とした伊勢平野の農地に農業用水を供給するための農業水利施設の管理を通じ、農業生産だけでなく、地域コミュニティの維持にも大きく貢献いただいています。また、令和3年度に国営施設応急対策事業が完工したことで、農業用水の安定的な確保と維持管理費の軽減が図られ、本地域のさらなる発展が期待されます。

国における令和4年度農業農村整備事業関係当初予算については、前年度予算を上回る4,453億円（対前年比100.5%）が成立し、これに令和3年度補正予算において計上された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の1,012億円、PPP対策の820億円と合わせて、前年度予算と同額の総額6,285億円が確保されました。

この予算を活用し、農地の大区画化や、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、防災重点農業用ため池対策等の充実に加え、農業用ダムの洪水調節機能の強化や、集落排水・農道等の生活インフラの整備などを図ることとされています。

県では、現在今後10年先を見据えた県政運営の指針となる長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」や、その基本理念を実現するために施策の取組方向を示す

中期戦略計画「みえ元気プラン（仮称）」の策定を進めています。農業が地域の産業として持続的に成長できるよう、生産体制の強化、生産基盤の整備、農産物の販売促進に取り組むとともに、農山漁村の活性化を図るため、地域資源を活用したビジネスの創出、生活インフラの整備に取り組みます。

一方、県における農業農村整備事業関係予算については、令和4年度当初予算と令和3年度補正予算を合わせ、117億円（対前年比100.0%）を確保し、新たなビジョンやプランを実現するため「三重県農業農村整備計画」に基づき、農地の大区画化などの生産基盤整備を進めるとともに、農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策等の防災・減災対策を一層進めると共に、管理体制の強化等、ソフト・ハードの両面から総合的かつ効果的な防災・減災対策を進めてまいります。

宮川用水管内におきましても、この予算を活用し国営事業の効果をもより一層高めるため、支線水路のパイプライン化工事を計画的に進め、営農の合理化と農業経営の安定を図ってまいります。

今後も予算を一層効果的かつ効率的に活用しながら、国の施策を踏まえた計画的な事業の実施と早期の効果発現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、宮川用水土地改良区の益々の発展と、組合員の皆様方の一層のご活躍を心からお祈り申し上げます。

第66回 通常総代会 開催

令和4年3月29日(火)、宮川用水土地改良区中央管理事務所において第66回通常総代会が開催されました。

今回の総代会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総代全員参集による開催は見送り、規模を縮小し、書面議決を中心にした方法で実施されました。

会議では次の議案が審議され原案どおり可決、承認されました。

- 第1号議案 令和3年度一般会計第2回収支補正予算の議決について
- 第2号議案 令和3年度発電事業会計第1回収支補正予算の議決について
- 第3号議案 令和3年度一般会計予算繰越事業の議決について
- 第4号議案 令和3年度借入金の変更に関する事項の議決について
- 第5号議案 令和4年度施行土地改良施設維持管理適正化事業実施計画の議決について
- 第6号議案 令和4年度一般会計収支予算の議決について
- 第7号議案 令和4年度発電事業会計収支予算の議決について
- 第8号議案 令和4年度賦課金に関する事項の議決について
- 第9号議案 令和4年度加入金額の議決について
- 第10号議案 令和4年度借入金に関する事項の議決について
- 第11号議案 令和4年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第12号議案 令和4年度地区除外等決済金額の議決について



土地改良功労者表彰

第66回通常総代会において土地改良功労者表彰の伝達が行われました。(敬称略)

- 永年勤続15年表彰 理事 辻村 修一(玉城町)
- 永年勤続15年表彰 職員 野村 一貴

新 総 代 決 定

総代総数 88名 (定数 88名)

任期 令和3年6月28日から令和7年6月27日

(敬称略)

第1選挙区【伊勢市】48名

出口 清孝 (竹ヶ鼻町)	中川 直人 (小木町)	古川 信義 (下野町)	堀 佐登司 (馬瀬町)	柴田 好洋 (大湊町)
金森 弘 (大湊町)	牛場征四郎 (神久2丁目)	牛場 敏幸 (神久5丁目)	森 務 (一色町)	森 茂康 (田尻町)
八田 恵祐 (通町)	大西 要一 (西豊浜町)	中西 正義 (西豊浜町)	杉浦 健三 (植山町)	奥山 勝也 (磯町)
大門 一郎 (東豊浜町)	中西与志嗣 (東豊浜町)	松野 武史 (檜原町)	三宅 清嗣 (有滝町)	中西 茂弘 (有滝町)
濱口 節生 (村松町)	佐之井久紀 (村松町)	上井 宏武 (東大淀町)	森 孝弘 (東大淀町)	森 隆生 (柏町)
田端 正美 (野村町)	中川 清 (上地町)	阪口 昇 (上地町)	山本 卓 (中須町)	中川 伊市 (栗野町)
中川 卓男 (栗野町)	市川 正富 (小俣町明野)	長谷川 清 (小俣町相合)	西中 和博 (小俣町相合)	岡村 和行 (小俣町元町)
奥野 紀男 (小俣町元町)	宮西 寿 (小俣町元町)	山本 新一 (小俣町新村)	世古口善正 (小俣町湯田)	奥田 孝 (御蘭町上條)
世古口新吾 (御蘭町王中島)	高橋 正和 (御蘭町長屋)	中村 幸生 (御蘭町高向)	北村 芳則 (御蘭町高向)	喜多井久幸 (二見町莊)
榎本 重男 (二見町莊)	松本 泰志 (二見町西)	中野 幸蔵 (二見町西)		

第2選挙区【玉城町】17名

東谷 幸和 (原)	奥出 修 (原)	井村 和弘 (蚊野)	乾 哲哉 (勝田)	玉谷 健一 (田宮寺)
中北 卓美 (山神)	中山 昌文 (佐田)	山口 欣也 (上田辺)	田端 正明 (下田辺)	坂井 理 (門前)
大藪 耕一 (世古)	見並 孝司 (玉川)	山路 博由 (妙法寺)	喜彦 和春 (宮古)	内山 直樹 (山岡)
野口 嘉弘 (岡出)	山口 英昭 (中角)			

第3選挙区【多気町】9名

西村 偉 (油夫)	木屋 亮志 (五佐奈)	西浦 泉 (兄国)	高谷 幸良 (河田)	竹内 清郎 (東池上)
大西 敏夫 (野中)	奥出 一志 (田中)	北山 政秋 (笠木)	中森 啓泰 (土羽)	

第4選挙区【明和町】2名

渡邊 裕 (池村)	松井 正守 (上村)	山路 和正 (斎宮)	松本 忍 (斎宮)	寺西 弘行 (竹川)
奥井 佳子 (平尾)	西山 幸延 (明星)	長岡 敏 (明星)	西村 文夫 (新茶屋)	田中 宣生 (上野)
井上 昭 (蓑村)	立野 順一 (有爾中)			

第5選挙区【大台町】2名

中村 芳子 (千代)	中尾 満 (柳原)
------------	-----------

令和4年度 賦課金額 年額 **6,400円**/10a

区分 経常賦課金 3,450円 事業賦課金 2,950円

3月29日に開催の第66回通常総代会で決定されました。

令和4年度 賦課金納付期日

● 第1期 令和4年5月2日 ● 第2期 令和4年10月31日

年額賦課金が10,000円以下の場合、第1期で徴収します。

賦課金の納入には口座振替が便利です

1. 納付のたび、金融機関へ出向く必要がありません。
2. 期日ごとに口座振替され、納付忘れがなく確実です。
3. 手数料はかかりません。(土地改良区が負担します)

口座振替依頼書は、土地改良区に
ございます。
下記までお問い合わせください。

便利!

安心!

取扱金融機関(納付場所)

J A伊勢・J A多気郡・東日本信漁連

百五銀行・三十三銀行・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行

※百五・三十三・桑名三重信・ゆうちょの窓口での納付は、手数料がかかります。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

Q1 「用水を利用していない」「耕作放棄地になっている」このような場合でも賦課金を払わないといけないですか？

A 賦課金は、水道のように使用量により賦課されるのではなく、施設の維持管理費や事業に係る償還金等に必要経費を地区内の農地につき、地積割で賦課されますので、賦課金をお支払いいただく必要があります。

Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？

A 期限内に納入できない場合、督促措置(督促状の発行)を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第39条の規定により理事会で議決された組合員に対して財産を差し押さえる滞納処分を行うこととなります。

Q3 賦課金通知書がいくつも来ますがなぜですか？

A 地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。用水は、頭首工から幹線水路、支線水路など多くの施設を経由して農地へ届けられます。頭首工や幹線水路等は宮川用水土地改良区、支線水路等は地元の土地改良区が維持管理を行っており、それぞれ必要経費を徴収しています。

Q4 土地を貸付しており、賦課を耕作者へ変更できませんか？

A 所有者、耕作者どちらでも組合員資格を取得された場合は、農地得喪通知書を土地改良区へ届出頂く事で、変更できます。
くわしくは、P8の「こんな時は届出をお願いします」をご覧ください。

令和4年度収支予算書

(令和4年3月29日 第66回通常総代会議決)

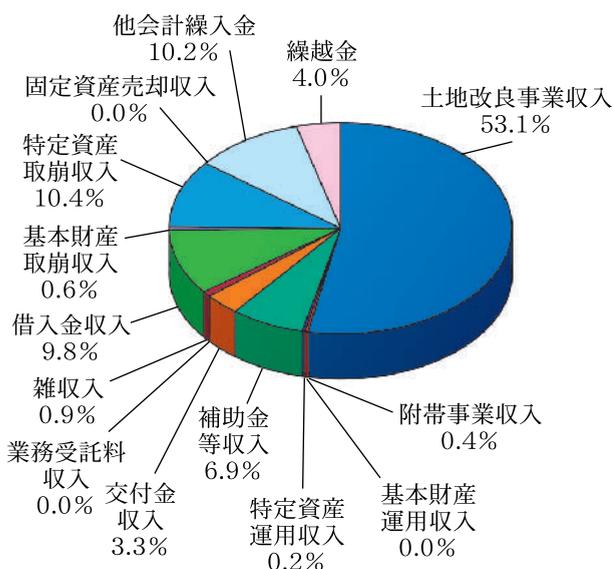
令和4年度予算から新会計基準に基づき予算科目等の名称変更及び発電事業会計を除く5つの特別会計は一般会計において計上することになりました。

一般会計

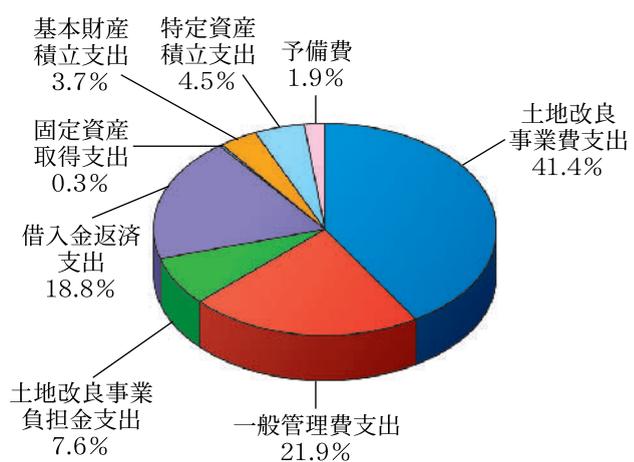
(単位 千円)

収 入		支 出	
科 目(款)	予 算 額	科 目(款)	予 算 額
1. 土地改良事業収入	286,196	1. 土地改良事業費支出	223,248
2. 附帯事業収入	2,180	2. 一般管理費支出	118,124
3. 基本財産運用収入	120	3. 土地改良事業負担金支出	40,946
4. 特定資産運用収入	1,159	4. 借入金返済支出	101,485
5. 補助金等収入	37,380	5. 固定資産取得支出	1,400
6. 交付金収入	18,000	6. 基本財産積立支出	20,120
7. 業務受託料収入	100	7. 特定資産積立支出	24,159
8. 雑収入	5,114	8. 予備費	10,000
9. 借入金収入	52,950		
10. 基本財産取崩収入	3,500		
11. 特定資産取崩収入	56,000		
12. 固定資産売却収入	10		
13. 他会計繰入金	55,003		
14. 繰越金	21,770		
合 計	539,482	合 計	539,482

一般会計収入



一般会計支出



※少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

特別会計

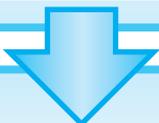
- 令和4年度発電事業会計収支予算書

収入 87,208千円 支出 87,208千円 次年度繰越 0千円

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

- 相続・贈与・経営移譲等
- 農地の売買・交換・貸借等があった場合
- 住所の変更をする場合



農地得喪通知書を提出して下さい

土地改良区の台帳は他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても直接、農地得喪通知書による届出をいただきますと更新できません。届出がないと賦課金は従来の組合員に賦課されますので、ご注意ください。



記入例 宮川用水土地改良区地区内農地得喪通知書

下記により資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項により通知します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

名称	事項	住所	氏名	印	生年月日
現資格者		伊勢市河崎1丁目11番8号 〒516-0009 Tel: 0596(28)6177	宮川太郎 (男)	宮川	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
新資格者		多気郡大台町粟生159番 〒519-2428 Tel: 0598(83)2041	粟生花子 (女)	粟生	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

【宛先】宮川用水土地改良区理事長

1. 地区内農地得喪の対象たる土地、原因及び時期

現資格者が資格を有する土地全部 ← 現資格者のすべてを引継ぐ場合は、
原因【 死亡・相続・経営移譲等 】 ✓を入れ、原因および時期をお書き下さい。
時期【 令和〇〇年〇〇月 】

下記のとおり ← 現資格者の土地の一部を取得される場合は、
✓を入れ、下段へ対象の土地および必要事項をお書き下さい。

※いずれかを
選択して下さい。

市町	大字	小字	地番	地目		地積及面積		原因	時期	摘要
				台帳	現況	台帳	移動			
明和町	池村	惣田	1738-2	田	田	1,000	1,000	相続	令和〇〇年〇〇月	
※2筆以上ある場合は続けて記入して下さい。										
								原因は死亡 売買・相続等		

※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担



売買や相続等で土地を取得される場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい組合員が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は継承することになりますので売買契約等をする場合は、ご注意ください。

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地（道路・河川・公園等）へ転用・寄付する場合

「農地転用等の通知書」等を提出し 地区除外の手続きを行って下さい

地区除外には、決済金の納付が必要です。

決済金とは？

令和4年度 決済金額 **264円/m²**

残存農地を所有（耕作）する組合員が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程により、事業負担金・施設の維持管理費等を一時払いをもって決済していただくものです。

(第1号様式)

記入例 農地転用等の通知書等

このたび下記の土地についての農地法第5条第...
地区除外等処理規程に基づきあらかじめ通知します。
なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますから地区除外を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
転用組合員 氏名 宮川太郎
住所 多気郡大台町粟生159
転用関係者 氏名 粟生花子
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
決済者 氏名 宮川太郎

宮川用水土地改良区
理事長 奥山伊助様

記

1 土地 市 明和 町大字 池村

字名	地番	地目	面積	転用面積	転用目的	備考
惣田	1738-2	田	1,000 ^{m²}	1,000 ^{m²}	住宅建築	
			以下	余白		

2 公 園 写
3 位 置 図

4 農業委員会（限知事）に 転用許可申請書 を提出しようとする日
転用届出書

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連携すること。

※申請人又は代理人連絡先

(第1号様式の添付書類)

記入例 誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付私等申出の貴土地改良区区域内 明和町 池村字惣田#1738-2番地外 筆(総数 1,000 m²)の農地転用に関し、農地法第5条の許可を受けるについては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
転用組合員 氏名 宮川太郎
住所 多気郡大台町粟生159
転用関係者 氏名 粟生花子
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
決済者 氏名 宮川太郎

宮川用水土地改良区
理事長 奥山伊助様

記

- 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。
- 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務において納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を納付します。
- 当該土地が、将来、宮川用水事業に影響をおよぼすと認められる場合には、全面的に協力します。
- 転用農地内に現存する農業用施設をき損したときは損害補償の責に任じます。
- 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を害さないための工事を施行します。
- 宮川用水路における排水および汚物等の投棄の禁止
- この誓約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議ありません。

農業用倉庫等、農業経営に必要な施設への転用についても、地区除外する場合は手続きを行って下さい。

各種申請書は、土地改良区にあります。下記の連絡先までご連絡下さい。
ホームページからもダウンロードできます。

お問合せは 賦課徴収係 TEL 0596-28-6157

国営施設応急対策事業の状況

木曾川水系土地改良調査管理事務所宮川支所

内容：粟生頭首工ゲート設備等の改修

工期：H28～R3 受益面積4,554ha 関係市町：伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	R2年度まで	R3年度	事業完了
事業費	1,901,408	1,812,408	89,000	
進捗率(%)		95.3	100.0	

※令和3年度の事業費は予算額ベース

国営関連県営事業の状況

伊勢農林水産事務所 宮川用水室

※平成23年度に国の事業名が変更されていますが、旧事業名を用いています。

1. 県営かんがい排水事業 宮川1工区地区

内容：西外城田原線、西外城田土羽線、多気線、相可線、土羽1号線、土羽2号線のパイプライン更新工事

工期：H21～R6（予定）受益面積 430.2ha

関係市町：玉城町、多気町

(単位：千円,%)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	3,523,644	3,002,194	79,000	442,450
進捗率(%)		85.2	87.4	
用水路(m)	16,069	16,069	1式	1式

2. 県営かんがい排水事業 宮川4工区地区

内容：県営東豊浜線、御園2・3号線、大湊線・浜郷線のパイプライン更新工事

工期：H18～R4（予定）受益面積 611.4ha

関係市町：伊勢市

(単位：千円,%)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	5,928,783	5,388,234	514,500	26,049
進捗率(%)		90.9	99.6	
用水路(m)	11,835	10,453	1,103	1式

3. 経営体育成基盤整備事業 小俣地区

内容：小俣地区の幹線用水路及び末端用水路のパイプライン化と農道工事
各筆に自動給水栓を設置し、水管理労力の省力化を図り、担い手等への農地利用集積を進める。

工期：H17～R3 受益面積 271.0ha

関係市町：伊勢市

(単位：千円,%)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	2,530,788	2,475,742	55,046	0
進捗率(%)		97.8	100.0	
幹線用水路(m)	3,992	3,992	1式	
支線用水路(m)	39,078	39,078	1式	
農道整備(m)	1,091	1,091	0	

4. 農業水利施設保全合理化作業 宮川左岸地区

内容：県営城田線・城田1号線・城田2号線・城田2号支線 栗野支線・下外城田線及び末端用水路のパイプライン更新工事

工期：H26～R8（予定）受益面積 675.3ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	5,709,400	2,311,000	626,000	2,772,400
進捗率(%)		40.5	51.4	
幹線用水路(m)	15,800	8,352	2,017	5,431
支線用水路(m)	37,900	8,113	0	29,787

5. 農村地域防災減災事業 城田・下外城田地区

内容：石綿管を更新することにより、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業経営の安定を図る。

工期：H26～R5（予定）受益面積 229.4ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	1,708,000	1,320,139	280,000	107,861
進捗率(%)		77.3	93.7	
支線用水路(m)	34,180	24,014	4,319	5,847

6. 農業水利施設保全合理化作業 有爾中・明星地区

内容：県営明星2号線・明星2号支線 中村池線のパイプライン化工事

工期：H27～R4（予定）受益面積 59.0ha

関係市町：明和町、伊勢市

(単位：千円,%)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	706,500	431,000	36,000	239,500
進捗率(%)		61.0	66.1	
用水路(m)	3,419	3,419	1式	1式

7. 農業水利施設保全合理化事業 齋宮第2地区

内容：県営上村線のパイプライン化工事
 工期：H27～R5（予定） 受益面積 80.7ha
 関係市町：明和町、多気町

(単位：千円,%m)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	1,010,700	730,500	123,000	157,200
進捗率(%)		72.3	84.4	
用水路(m)	3,122	2,787	1式	1式

8. 農業水利施設保全合理化事業 田丸地区

内容：県営田丸幹線の一部暗渠化工事及び既設管渠更新工事
 工期：H27～R4（予定） 受益面積 95.2ha
 関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%m)

	全 体	R2年度まで	R3年度	R4年度以降
事業費	594,300	334,230	4,070	256,000
進捗率(%)		56.2	56.9	
用水路(m)	1,453	925	1式	1式

土地改良区事業の状況

老朽化した用水施設の補修工事を行っています。

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

- 41期生 朝久田揚水機場（玉城町地内）
- 41期生 御菌3号線揚水機場（伊勢市地内）
- 42期生 佐奈川揚水機場（多気町地内）
- 42期生 二号幹線水路（玉城町地内）

- 真空ポンプ・弁類・操作盤等の更新
- 送水ポンプ・真空ポンプ・配管類の更新
- 送水ポンプ分解整備、配管類の更新
- 超音波流量計・計装機器類の更新



2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- 四神田地区 三枚谷揚水機場（多気町地内）
- 浜郷地区 浜郷地区用水路（伊勢市地内）

- ポンプ送水管・操作盤の更新、建屋の補修
- 制水弁・空気弁の整備補修



3. 県単予防保全調査・補修事業

- 明星地区 農業水利施設（明和町地内）

- 管理用道路法面・附帯用排水路の復旧



タイワンシジミ対策について

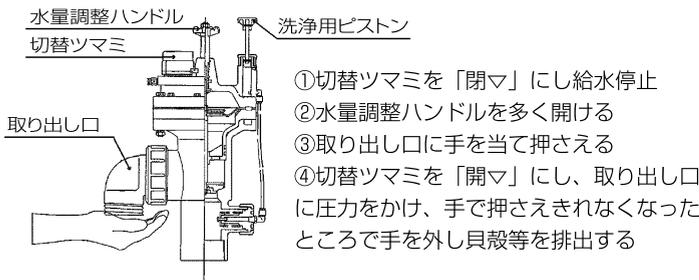
宮川用水管内では平成24年頃から地区外から侵入したと考えられる二枚貝（タイワンシジミ類）が繁殖し、農業水利施設（パイプライン、給水栓等）に詰まるなどの通水阻害が生じています。

特にパイプライン末端の給水栓詰まりの被害は甚大で、該当地区の組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしています。

当改良区では被害の軽減対策として、目詰まり箇所の人力除去、主要管水路での定期的な排泥工からの排出作業、また、地元管理施設においても関係役員様に排出作業のお願いを行っているところです。

また、三重大学、東海農政局、三重県で構成する学官民連携調整会議で、タイワンシジミにおける被害軽減の対策について現在、検討をしております。

自動給水栓シジミ詰まり対処方法



排出作業状況



排出されたタイワンシジミ

給水栓の利用方法

近年、必要な時期に給水できない状況が発生しています。

シジミ詰まり発生

4月中旬頃～5月中旬頃



代掻時期

7月中旬頃～8月中旬頃



出穂時期

チョロチョロ給水



給水方法

シジミ詰まり発生



利用方法のお願い

シジミ詰まりをなくすため、以下のことを実施して下さい。

●年に数回は給水栓を開ける

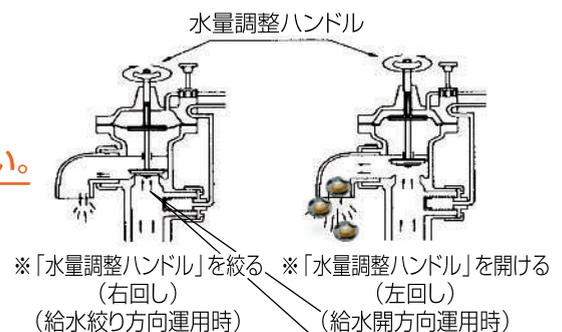
麦作田・休耕田・畑地でも実施
実施時期：3月・6月・12月

●チョロチョロ給水の禁止

少量での給水はパイプ内に異物が溜まりやすい

●給水の分散利用を行う

広範囲での一斉給水はパイプ内で水圧低下が起こり、異物が排出されにくい



宮川用水土地改良区利水調整規程

土地改良法の一部改正により、利水調整のルールを定めることが法制化されました。その背景には、近年、担い手の拡大に伴う、農作業の長期化、また、米の作付品種の多様化により、耕作者の水需要形態が大きく変化し、それらに対応するため、農業用水の配分調整ルールを定めました。

○利水調整規程（抜粋）

（原則）

第4条 耕作者等は、水利使用規則（国営宮川用水第二期農業水利事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

（配水計画）

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）粟生頭首工における最大取水量及び取水期間
- （2）配水ブロックへの配水量及び配水期間
- （3）その他必要な事項

（周知）

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、広報誌等の方法により組合員に周知するものとする。

宮川用水土地改良区配水計画

（1）粟生頭首工における取水量及び取水期間

（取水口等の位置）

取水口の位置は、粟生頭首工（三重県多気郡大台町粟生158番の3地先）とする。

（取水量等）

最大取水量及び最大使用水量等は、次のとおりとする。

1) 最大取水量

期 間	最大取水量
4月 1日から9月15日まで	10.438m ³ /s
9月16日から3月31日まで	1.501m ³ /s

2) 最大使用水量

期 間	最大取水量
4月 1日から5月10日まで	10.438m ³ /s
5月11日から8月31日まで	9.534m ³ /s
9月 1日から9月15日まで	4.946m ³ /s
9月16日から3月31日まで	1.501m ³ /s

3) 年間総取水量 85,122,000m³

（2）配水ブロックへの配水量及び配水期間

（配水計画の策定）

配水ブロックへの配水量及び配水期間は、国営宮川用水第二期農業水利事業における計画用水系統図（別表）のとおりとする。

また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとする。

（かんがい期間）

1) 4月1日から9月15日までを夏期かんがい期間とする。

この内、4月1日から4月10日は通水準備期間、4月11日から9月15日までを本通水期間とする。

2) 9月16日から3月31日までを冬期かんがい期間とする。

（3）無効放流、掛け流しの禁止

本地区で使用する農業用水は、限られた貴重な水資源であり、有効に活用することが必要である。

そのため、できる限り無効放流や掛け流し（以下「無効放流等」という。）を防止するため、無効放流等を発見した場合、何人であってもその給水口を止めることができるものとする。

上記の行為に対して、当該農地の地権者、耕作者等は、何人にも責を追求することはできない。また、上記行為を行ったものはその責を負わない。

すなわち、農地を耕作する者は、適正な水管理の徹底に務めるものとする。

節水にご協力下さい!

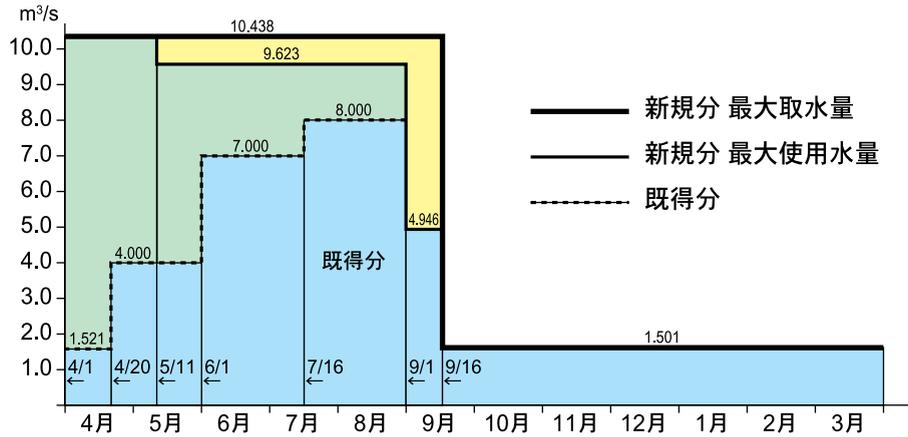
水は限りある資源です。節水にご協力頂き円滑な通水ができるようご協力をお願いします。

このグラフは、宮川から取水できる条件を月日と取水量で表したものです。

粟生頭首工地点で、宮川の河川に水が豊富にないと新規分の取水ができません。4月19日までは冬期かんがい期間の取水量となります。

宮川ダムにはかんがい用の水利権750万トンの水がありますが、これは4月11日以降にしか使うことが出来ません。

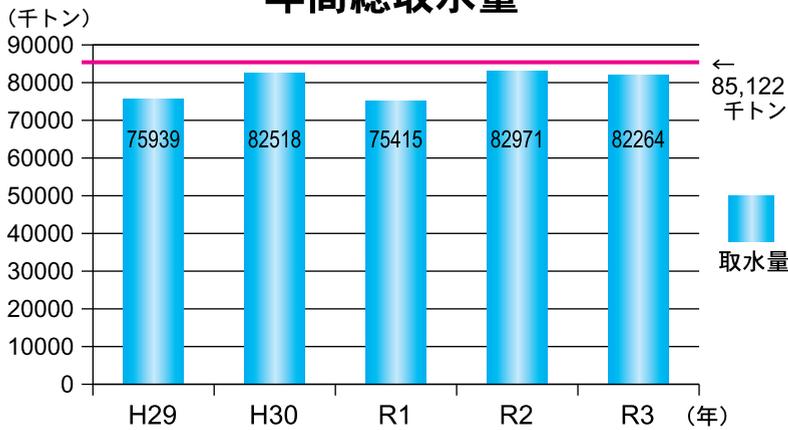
よって、代掻き、田植えは4月11日以降でお願いしています。



さらに、宮川用水は、1年間に取水できる量が決まっています。

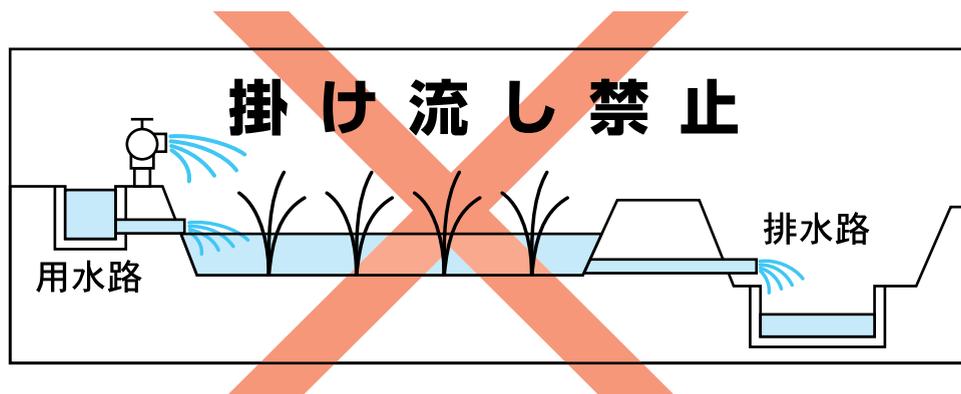
最大取水量：85,122千トンです。これ以上取水することは許されません。

年間総取水量



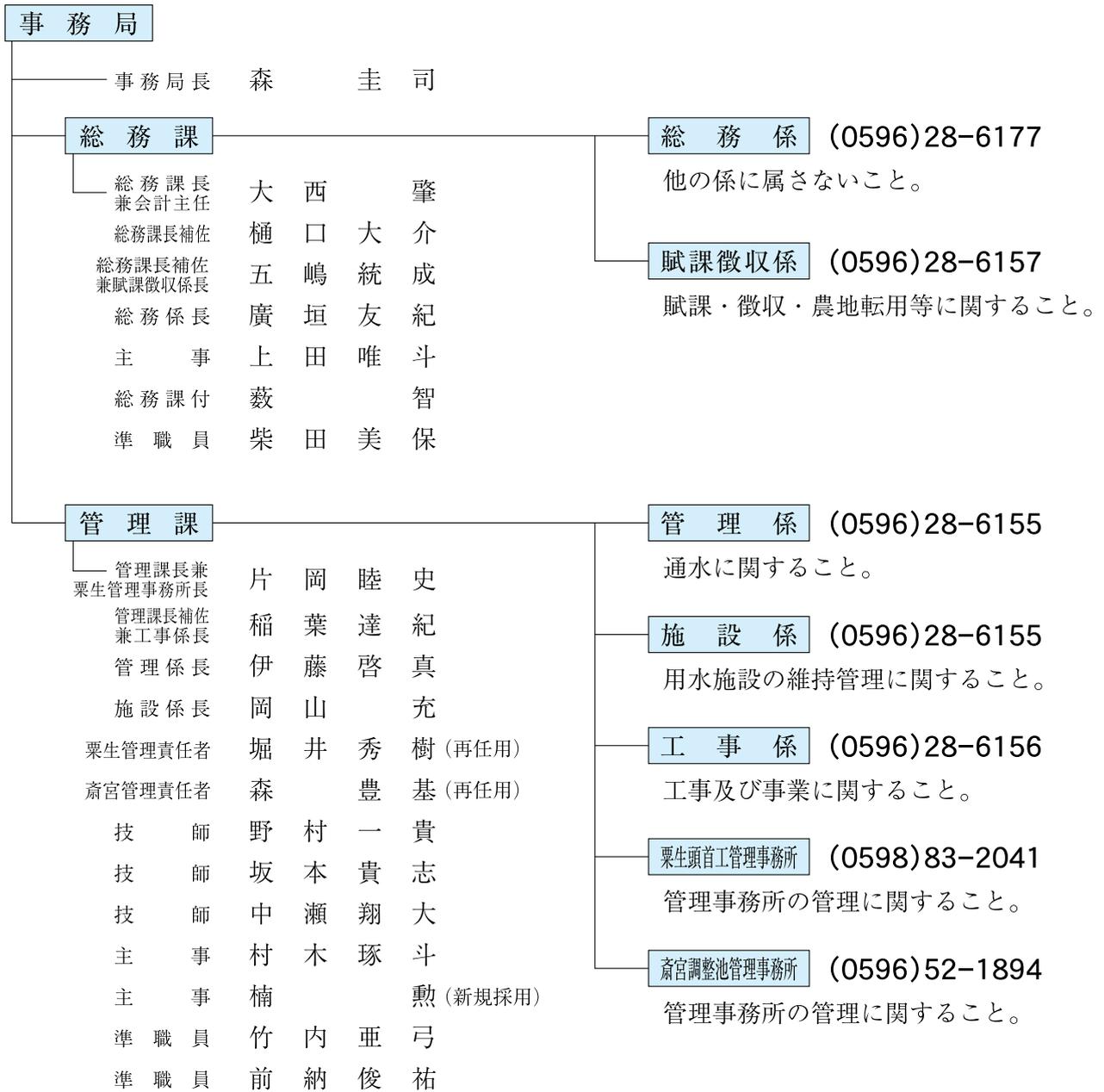
無駄水を無くし、節水にご協力頂くとともに、各地区の代表役員さんには掛け流しを見つけた場合には止めて頂くようお願いしてあります。

このような事が無いよう個々の農家の方々で水管理には十分注意して頂きますようお願いいたします。



宮川用水土地改良区事務局の体制

令和4年4月1日現在



宮川用水土地改良区へのご連絡は

中央管理事務所 (伊勢市河崎1丁目11番8号)

- ☆通水に関すること : **管 理 係** TEL 0596 28-6155
- ☆用水施設の維持管理に関すること : **施 設 係** 28-6155
- ☆工事及び事業に関すること : **工 事 係** 28-6156
- ☆賦課・徴収・農地転用等に関すること : **賦課徴収係** 28-6157
- ☆その他上記係に属さないこと : **総 務 係** 28-6177

FAX 0596 28-9083

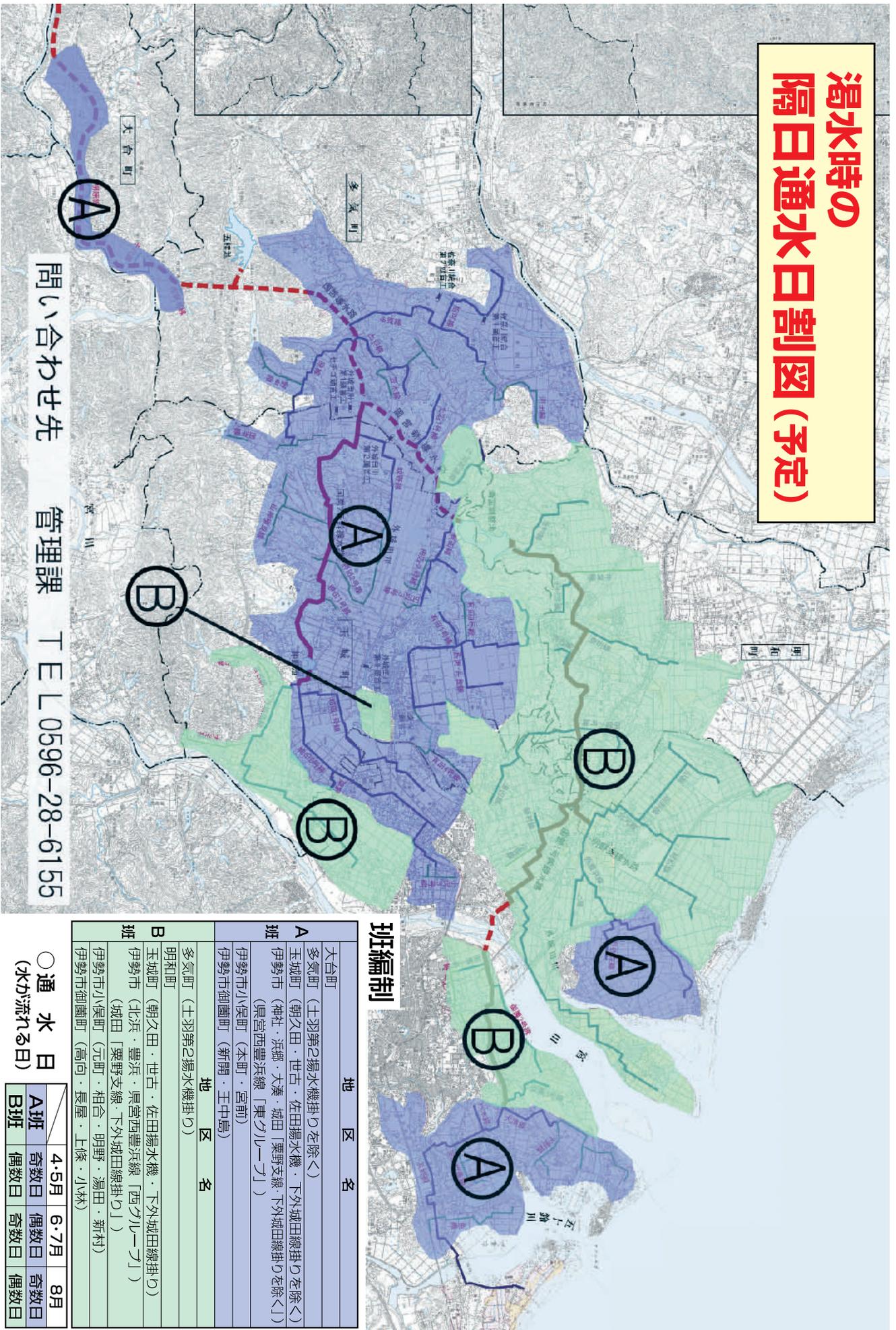
※漏水等の緊急連絡 : **0596-28-6155**

(斎宮調整池管理事務所へ転送されることがありますのでご了承下さい。)

栗生頭首工管理事務所 TEL 0598-83-2041 FAX 0598-83-2017

斎宮調整池管理事務所 TEL 0596-52-1894 FAX 0596-63-8324

渇水時の 隔日通水日割図(予定)



問い合わせ先 管理課 TEL 0596-28-6155

班編制

班	地区名
A	大台町 (土羽第2揚水機掛りを除く)
	多気町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛りを除く)
	玉城町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛りを除く)
B	伊勢市 (神社・浜郷・大湊・城田「栗野交線・下外城田線掛りを除く」) (奥宮西豊兵線「栗ヶルーツ」)
	伊勢市小(俣町 (本町・宮前))
	伊勢市御園町 (新開・王中島)
地 区 名	多気町 (土羽第2揚水機掛り)
	明和町
	玉城町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛り)
	伊勢市 (北浜・豊浜・奥宮西豊兵線「西ヶルーツ」) (城田「栗野交線・下外城田線掛り」)
伊勢市小(俣町 (元町・相合・明野・湯田・新村))	
伊勢市御園町 (高向・長屋・上條・小林)	

○通水日
(水が流れる日)

	4・5月	6・7月	8月
A班	奇数日	偶数日	奇数日
B班	偶数日	奇数日	偶数日